

No.11 2008 (平成 20) 年 4 月発行

目次

<地域の底力 >

大船地域対話集会・・・・・・・・1~3頁

自治条例が変えた鎌倉

変わらない鎌倉(架空取材記事)・・4~6頁

鎌倉市自治基本条例策定市民会議の「ニューズレター」第 11 号です。この「ニューズレター」は、市民会議の参加者、関係者だけでなく、多くの鎌倉市民に、「鎌倉市の憲法」となる「鎌倉市自治基本条例」策定のプロセスを知っていただくことを目的に、発行しています。ご愛読いただき、ご意見をいただければ幸いです。





### 大船地域対話集会

## 「まちづくり」で討論

市民会議策定委員会が今年2月に発表した「鎌倉市自治基本条例素案大綱(案)」を素材 に、各地域で市民対話交流集会が行われています。

大船地区で開催された集会は町内会連合会の協力を得て一般の市民の自由参加を呼びかけて開催したものです。貴重な経験であり有意義な交流集会でした。

#### 大船地域市民対話集会レポート

文責編集部

3月2日(日)午前10時から、大船自町連(自治町内会連合会)の協力のもと、地元住民に参加を呼びかけての自治基本条例大船地域対話集会が、玉縄生涯学習センターで開かれました。地域でまちづくりに尽力する方々の経験を語って頂き、そのまちに住む市民から自由に意見を出し合っていただくことを目的にいたしました。

参加者は、合計 28 名。内訳は、住民 18 人、市民会議の会員 10 人です。

冒頭、地域のまちづくりの取組みを、 「富士見町町内会のまちづくりについて」と題して富士見町町内会長沢田正夫さん、 「北鎌倉の景観地区指定について」と題して北鎌倉まちづくり協議会坂田庄次さんからご報告を頂きました。

#### 住民自ら考え行動すること

沢田さんの報告: 条例が多すぎてもやりにくい。まちづくりは住民自ら考えなければいけない。富士見町は、戸部本町、新富町、富士見町、北鎌倉へと抜ける賑やかな町だった。車が増え、細い道で渋滞し、クランク道路 < 写真 > の解消が課題となった。町内に「環境委員会」ができ、住民と行政が一体となってまちづくりが進んでいる。



規制が殆どないまちで、なんでも建てられるまちで、まちづくり計画案をつくるために11年がかかった。この間、横須賀線の下のトンネルの落書き対策とした。母に水を溜めない工夫をしたがりをした。隅切りをした曲がりをした。隅切りをした曲がりをがずき捨て場のようになっていた、そのように身近なところで住民の協力のもとにまづくりが進んでいる。

行政へ積極的に訴えて協力をお願いするやり方を取っている。

#### 住民主体のまちづくりを

坂田さんの報告: 「北鎌倉まちづくり協議会」は平成10年発足した。住民に、まちづくりの啓蒙運動から始め、 最近は「匠の市」<写真>というイベントを開催し、すでに15回を数える。

活動の一つに、鎌倉街道沿いのマンション建設計画への 取組みがある。旧建築物の保存を主張したが、残念ながら シンボルの樹木を残すのみの結果に終わった。

景観地区指定問題では高さ制限の市内一律 15 メートルについて不満が残る。北鎌倉の場合、地権者の 7 6 パーセントを含む 2,500 名の反対署名にもかかわらず、行政に話し合いの姿勢がないこと、意見書を出しても聞こうとしないことなど、市の対応は非常に問題である。これでは住民主体のまちづくりにはならない。



#### 基本条例策定への貴重な市民の声

参加者から出されたご意見の紹介:

大綱案の解説(項目 11「地域組織」)に、「市は町内会を行政の下請け機関のように扱ってはならず・・・」とあるが、富士見町では、市を町内会の下請け的機関としているようだ。景観地区指定問題は付帯決議がついたのでいい方向でやっていけるのではないか山ノ内地区の景観地区指定は心配だ。市のやり方は乱暴である。勉強するつもりでここに参加した。

「住民の声が反映される鎌倉市政に」というテーマに関心があって参加した。まったくの一般市民です。安心・安全を頼りに暮らしているが、突然、24 時間営業のファミレスが出現する、三菱電機跡地で土壌汚染が見つかったが、町内会や市の対応に問題があると思う。これらの問題にどう取り組んだらいいのかわからない。

富士見町はよくやっている。山ノ内でも緑を守る運動やっているが、町内会全体の活動 になっていない。坂田さんの話は参考にしたい。

「大船」と「鎌倉」が分かれてしまってはいけない。総合的な視点、地域ごとの細かな視点という多面性を持って考え議論することが重要である。

基本条例についても説明を聞こうと思って来たが、そうでなかった。よかったですが。 北鎌倉に絵を展示する場所がない。東京や横浜ではなく、地元で展示会を開催したい。 今日はありがとう。山崎に住んでいますが、山ノ内のまちづくりの報告はいいお話でした。

富士見町のニュースは見ています。ながく続けていることはいいことです。

町内会長になって4年。町内では4人に一人が老人です。ここに光を当てることが大事です。

富士見町では、老人を対象に、「お助け隊(電球交換、庭木剪定など)」がある。

沢田さんのお陰で地域が活性化している。急になった訳ではない。その前から草取り、 枝切り、お使い、縫い物など、地域に小さなお付き合いの積み重ねがあった。身近な小 さなところに、「自分ならなにができるか」という取組みである。時間がかかるが、近 所で助け合っていくことが基本的な姿ではないか。

鎌倉は、古都、大船、若者のまちの3つで構成されている。大船は商工業を核にまちづくりを考えるべきで、古都鎌倉のことばかりが話題になるということは反対だ。

地域内(富士見町)でのマンション建設計画には、事前に通知させ、町内会に加入することを条件に建設に合意している。宗教団体の建物の建設でも防災上の協力をお願いした。風俗営業は阻止する考えです。

条例をつくるなら、地域ごとの想いが生かせる条例にしてほしい。



以下は**今から数年後の架空の鎌倉**の「取材記事」です。まったくのフィクションですから、知人に似たような方が居られても、単なる偶然です。 また、 内の条例文も、例としてとりあげた仮定のものです。

# 自治条例が変えた鎌倉、変わらない鎌倉

〔橋爪幸臣〕

平成 2X 年に自治基本条例が施行されてからほぼ 2 年、鎌倉の行政や生活環境は変わったようでもあり、これまでの不満がかなり残っているようにも見えます。そこで、各方面のかたがたに実感としての市政をお聞きしました。

最初は、自宅付近のマンション建設に際して住民代表の一人として環境維持に努力され、引き続き市内のまちづくり団体の理事として活躍中の里見さんです。『基本条例に、「土地利用は鎌倉にふさわしい適正な制限のもとに」というガイドラインが明記された意義は大きい。私が関係したマンション闘争も、このひとことで最上階の半分が自粛され、周辺道路の一部から山並みを垣間見ることが出来る。しかし、周辺の多くの戸建て住宅は、大体一日中射していた太陽が、最悪では条例が認める限度の一日4時間しか射さなくなった。従来の地権者からは、何故新規参入者がこれまでの地権者の権利を侵すことが許されるのかと言う批判が強い。』この点について、自主まちづくり団体役員の中山さんに意見を聞いたところ、『土地利用の実態はあまり変わらない。その原因は、土地・建築行政に関する条例に、基本条例の云う「鎌倉にふさわしい適正な規制」とは何かが、いまもって数値で書き込まれていないことにある。これをいま、市内5地区に分けて市民と行政職員が検討しているが、「都市機能と風致が共存するガイドイラン」で大体合意しつつある大船、深沢を除いては、ガイドラインが難航している。つまり、風致・景観寄りのガイドラインをつくると、既存不適合(建替えの出来ない建造物)がおおく発生するためである。』とのことでした。

第 条 市域内の土地利用に際しては、鎌倉にふさわしい適正な制限のもとで、全ての人に優しい生活空間の形成を目指すものとし、具体的制限等は個別条例で定めるものとする。

冒頭から、かなり専門的なお話が続いたので、こうした市政とのかかわりを一般市民はどう思っているかを取材しました。田端さんは、ごく庶民的な専業主婦です。『市役所には、子育て一年生の娘や、視覚障害のお友達に頼まれて、よく行きますが、昔のような窓口のたらいまわしや、担当の有無がわからないという対応はなくなったと感じます。何に困っているかと相談に乗ってもらえることもあります。』『条例などは読んだことがないし、自治条例の中身も知りませんが、市民に相談なく大事なことを決めてはいけないと書かれているという事は聞いています。』また、最近まで町内会の班長をしていた井口さんは、『自治条例が、市役所の全部の部に、市民との対話の「場」の設置を義務付けたことで、役所の意識がずいぶん変ったと思います。行政に考えて欲しい色々な課題について、簡単に「市民協議会」の開催を申し込めるようになりました。役所のほうも「市民協議会で出た意見」

- 第 条 市の全ての部局及び行政機関は、管掌する計画及び施策等に関して市 民の意向を確かめるための「場」として、各自市民協議会を設けなければならない。
- 2 市民会議は招集の都度「第 次 市民協議会」などの名称を付し、参加者及び 招集手続等は次のとおりとする。

参加者は本条例の定める市民で協議会への参加を申し出て登録したもの及び部局または行政機関の職員でその長が指名したもの。

招集は、部局または行政機関の長が主要な計画または施策等を決定または改廃しようとするとき、及び30名以上の市民から文書で議題を明らかにして招集の請求がある時、公告及び広報の方法でおこなう。

参加者は当該協議会の継続中参加資格を持ち、協議会は議案結了を以って解散する。

- 3 市民協議会の結論或いは提案は、妥当でない部分を除きこれを関係する計画及び 施策等に採用しなければならない。妥当でない部分については、その理由ととも にこれを公表する。
- 4 経営企画部または市長が指定する他の部は、すべての市民協議会に共通する運営 、 の原則及び議事規則を策定しあるいは必要の都度改定するための市民協議会を

まちづくりなどで市民活動歴の長い溝口さんに、市民協議会の現状を尋ねてみたところ、まちづくりやごみ問題、福祉関係では、それぞれ異なるテーマについて数次の協議会が招集され、すくないもので 41 人、一番多かったときは 280 人の参加者があったとのことです。『希望者を全員入れたら、無駄な時間が長くなり、議論が混乱するのではないかと最初は心配したが、市民もだんだんこうした会議に慣れてきて、毎回 120 分の標準時間内に相当大勢が発言し、密度の高い質疑や提案ができている。発足当初に提案された運営のルールや議事規則も悪くなかったし、招集後の最初の会議で 45 分から 90 分を割いて行なうオリエンテーション(通称足慣らし)が効いている。』とのことでした。しかし、発足から 2 年近い今も、一度も協議会が開かれない部局もあるそうです。『一番すごいことは、市民協議会を経ていない重要案件は「市議会は審議できない」と自治条例で決めたことだ。議会の要承認事項も条例で増えているし、この二つの規定がある限り、市民が知らないうちに大きな決定がされることは考えられない。』というのが溝口さんの見解です。ほんとにそうだといいですね。

第 条 市議会が重要な計画または施策等と認めるもので、市民協議会の意見を求めることなく市議会に提案された案件は、市議会はこれを承認することが出来ない。

第 条 本市において、地方自治法その他法律の定めによるもののほか、次の事項 の執行に際しては市議会の事前の承認を経なければならない。

金額及び面積の多寡にかかわらず、全ての行政財産の得喪及び処分ならびに普通財産への変更

市が管理者である道路の、始点、終点、重要な経由点を含む路線の認定、変更及び廃止、ならびに建築基準法第 42 条 2 項または 3 項に基く道路の指定

一般競争入札に依らないで行なうことが出来る契約の範囲の決定及び変更 【以下略】

市民側を代表して「広報かまくら」の副編集長をしている2児の母、白川さんは、自治条例が出来ていちばん変わったのは「広報かまくら」ではないかといいます。30人あまりの有志が「広報かまくら」は市政を市民に伝える唯一つと言ってもよい有力な道具であり、もっと市民の目線で記事を選択し、施策を報道し、様々な課題への市民の問題意識を掲載

すべきであるとして「広報改革の市民協議会」開催を請求し、70人あまりの市民が9ヶ月間職員と協議を重ねた結果、編集長は市民から、副編集長は市民と行政各1名とし、記事の半分は市民の原稿をもとにすること、次年度から予算を増額して月3回の発行とすること、保存に便利な A4 版とすることなどがまず決まり、本格的に市民が参加した双方向性の編集が半年前から始まりました。結果は、読みやすくなった、読み応えのあるスペースが増えたと、おおむね好評です。速報性と計画中・進行中の施策の紹介に力が注がれ、議論最中の一ダース近い「市民協議会」の進捗状況も報道されています。一方ではこれまで1面2面を占領していた主な市政の紹介は、より詳しく素人判りのする A5 の独立冊子の形で本紙と同時に配られることが多くなりました。

従来、密接なようで隙間もあった地域団体と行政の関係は、これも「コミュニティ活性 化市民協議会」での討論と並行して、少しずつ変化しているようです。

- 第 条 市は、地域に根ざした市民活動を自治の原点として尊重し、 それらの活動を間接的に支援することとなる集会所、活動センターな どの充実に努めるものとする。
- 2 市は、自治、防犯・防災、生活支援、教育・文化等の活動を行なう自 発的市民団体であって、一定の条件を備えたものを個別条例で地域活 動団体として位置付け、地域の多数意見を代表するものとして扱うこ

このように、自治基本条例は、市政と住民の期待の食い違いを小さくし、緩和する上で、 かなりの効果を及ぼしつつあるとみて、間違いないと思われます。

編集後記 今回は富士見町、山の内ほか町内会の会長の方以下多数がご参加下さった対話交流の報告号と致しました。そこでのお話で、長い年月を積み重ねた町内会の皆さんの活動が如何に大切かということを学ばせて頂きましたが、同時に自治基本条例は、解決すべき問題点をしっかり把握し、その解決に役立つものでなければ、ただ空しいお念仏に過ぎないものになるという教訓でした。席上、鎌倉は条例ばかり沢山あるが、そんなものは無くても、行政を動かし状況を変えていくことが出来るという自信に満ちたご発言もあり

ました。その自信に触発されたこともあって、この号では「架空取材記」 - 自治条例が変える鎌倉 - という一風変わった企画も試みました。「架空」と名付けることで、自由奔放に空想の翼をはばたかせて頂こうという狙いです。次号では 早速反応して下さった方の「架空対談」をお送りする予定です。ご期待下さい。(狩谷記)

#### ホームページをご覧ください。

条例素案大綱案が掲載されています ので、ご覧ください。

http://www.kcn-net.org/jichi/ トップページの「条例案」を開いてください。

\*市民の皆様からの投稿を募集しています。ご住所、お名前を添えてお送りください。 <投稿先>鎌倉市役所 経営企画課

FAX:0467-23-8700「経営企画課」\*課名を必ず明記してください。

移

E-Mailkeiki@city.kamakura.kanagawa.jp

#### 発行:鎌倉市自治基本条例策定市民会議

代表:橋爪幸臣

ホームヘ° −ジ http://www.kcn-net.org/jichi/

編集人:狩谷 健

連絡先:鎌倉市役所 経営企画課 経由 編集人まで 電話:0467-23-3000(内線 2215)